

子どもの貧困対策の推進について

Q 具体的な教育の支援は

A 県の湖東健康福祉事務所と連携し学習支援を実施



徳田 文治 議員

答 (地域福祉課長)
経済的支援は、国制度の支援のほか、町単独で中学生までの医療費無料化等を実施。生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業により、保護者に対する就労支援等を実施している。
この制度による子ども学習支援事業を、今年度より湖東健康福祉事務所が主体となり、町と連携を図り実施している。
生活困窮世帯の中学3年生を対象に週1回、学習の支援を行っている。
現在、町内では3箇所の子ども食堂が開業されている。

問 子どもの貧困対策の取り組み
答 子どもの貧困率は、最悪の数値を更新しており、社会全体で応援、支援できる環境づくりが求められている。具体的な取り組みについて問う。

答 (子ども支援課長)
子どもを虐待から守るべく、児童虐待防止の啓発活動や研修会を実施。また、乳幼児健診や子育て広場での相談対応により、保護者の子育ての不安や悩みなどの軽減に努めている。

問 子どもが安全で安心して育てられる共生社会
答 児童虐待防止に向けての取り組みについて尋ねる。



「とよくに子ども食堂」に集う子ども達

問 学校給食の食物アレルギー食対応について
答 現時点の園児、小・中学生の対応食数と給食センターの対応について尋ねる。

答 (給食センター所長)
6月1日現在、幼稚園児14名、小学生23名、中学生8名で毎年増加傾向にある。
対応については、文科省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」を基本に、個人メニューカードの複数人による確認の実施、といった注意深い対応をしている。
面談希望者には、毎日相談に応じ、全員の対応食内容も矛盾がないか栄養教諭・学校栄養職員・アレルギー対応相談員でチェックしている。

問 町有財産の管理について
答 (町長)
④行政上の将来的な必要性を総合的に検証し、行財政改革の一環として有効的に活用できるよう議論していきたい。

問 町有財産の管理について
答 (町長)
①町所有の普通財産の土地は、地目別に件数と面積はどれだけあるのか。
②町営住宅跡地の利用につき今後の方針は。
③公有財産審議会の調査・審議内容など開催状況は。

教育長の早期選任について

Q 何月になれば任命提案できるのか

A 明確な答弁が出来ない



村西 作雄 議員

問 教育長の早期選任を
答 (町長)
町長に当選後4カ月近くが経過したが、いまだ教育長は空席のままである。子育て環境の整備や、次代を担う子どもたちの人間力、学力向上を図るためにも、教育長は大きなキャスティングボードを担っている。何月になれば任命提案できる見込みなのか。

問 「60歳代を高齢者と言わない都市」宣言について
答 (町長)
現在のところ調整中であり、明確な答弁ができない。早急な任命に向け努力している。

問 神奈川県大和市は、4月「70歳代を高齢者と言わない都市」宣言をした。これは、昨年日本老年学会などが、高齢者の定義を75歳以上とすることを提案したことを受けたもの。町シルバー人材センターの登録者も、65歳以上が95%を超えている。介護認定率も前期高齢者は3.2%

に過ぎない。この宣言により、行政としては健康寿命を延ばす施策推進の励みに、また60歳代の我々にとっても、元気で働く意欲を喚起する環境づくりにつながる。町としてこうした宣言をする考えはないか。
答 (町長)
提案の「60歳代を高齢者と言わない都市」宣言は、この世代の方々に積極的なメッセージを送ることで健康寿命を延伸し、生涯現役意識の機運を盛り上げ、いつまでもいきいきと活躍していただけるものではないかと考えている。
宣言における定義については議論が必要のため、社会保障制度の状況や、老人クラブの加入年齢など、地域における状況も踏まえて議論いただき、住民の皆さんの機運を高めることが大切であると考えている。
平均寿命や健康寿命の延伸に取り組む中で、年代別にメッセージを発信することは、町政に関心を持っていただけるきっかけにもなるのではないかと思う。

問 東出地先の営農型太陽光発電設備について
答 (農林振興課長)
この春以来、東出地先のほ場整備済農地約1ヘクタールにわたり、天土をめぐり大型ダンプカーにより、多くの搬入土が入れられている。
農林振興課によると、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備を計画されており、



畑地に造成工事中

り、農林水産省通達により、青地の農用地であっても設置可能であるとの事である。
農地法上、現在の許可状況について、担当課長の説明を求める。
答 (農林振興課長)
効率的な農業経営を進めるため、3枚に分かれていた田を1枚の畑地にするため、用途変更(地目変更)の届け出があった。

問 当初予定どおり、営農型太陽光発電を実施された場合、3年間の一時転用条件として、毎年下部農地の作物状況等の報告を受け、反収や品質が悪く、営農の適切な継続が困難と判断した場合は、許可が取り消されるとの事であるがその調査手法は。
答 (農林振興課長)
収量や品質などの基準は、統計調査や先行事例などを参考に、農業委員会等で検討していく。
本件が地域農業の発展に資する計画となるよう関係機関と連携を図りながら、適切な指導を進める。

答 (管理課長)
①宅地は、30筆15847・04㎡。山林は、12筆3260・91㎡。その他で、180筆25574・40㎡。
②旧豊満団地跡地は、道路改良工事の計画が進んでおり、終了次第、一般公売入札を進めたい。旧愛知川団地は、参加者がなく入札不執行で、今後は関係課と協議を行い進めていきたい。
③審議会は、町長の諮問に応じ公有財産の取得、管理及び処分について調査審議をお願いしている組織である。
平成25年度から29年度にかけて開催10回で、案件17件について審議された。